

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年8月26日（金）14:36～15:13
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 阿曽沼 元博 医療法人社団渕志会瀬田クリニックグループ代表
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

谷 寿男 北海道鷹栖町長
鷺下 正彦 北海道鷹栖町産業振興課長
山原 章由 北海道鷹栖町総務企画課主幹

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官
萱場 哲 内閣府地方創生推進事務局主査

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事
 1. 農業分野の働き方改革・農業集落の再生
 2. 地域活性化・雇用創出
 3. 農政新時代
 4. 介護離職ゼロ
 - 3 閉会
-

○藤原審議官 今日も国家戦略特区の関係自治体からのヒアリングでございます。ちょっと遅れてしましました。

最初、北海道鷹栖町の谷町長にお出でいただきしておりますが、ヒアリングを始めたいと思います。「1. 農業分野の働き方改革・農業集落の再生、2. 地域活性化・雇用創出、3. 農政新時代、4. 介護離職ゼロ」というテーマでございますが、時間が限られておりまして、10分以内で御説明いただいた上で、残された時間は意見交換とさせていただきま

す。

八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 遠方よりわざわざお越しくださいましてありがとうございました。

早速、御提案の御説明をお願ひいたします。

○谷町長 北海道の鷹栖町から参りました町長の谷と申します。よろしくお願ひいたします。

前回、八田先生と原先生には御説明をさせていただきましたけれども、一部追加の部分も合わせてまいりましたので、今回、鷹栖町の紹介、概要を説明した上で、後に、またその事業の内容について、お話をしたいと思います。

まず、鷹栖町なのですけれども、北海道の中央部、旭川市の北隣にございまして、面積が140平方キロメートル、内陸性気候であります。

産業は、農業を中心に行われており、農地面積が町有地の3分の1を占めておりまして、主に水稻、お米の作付が中心となってございます。夏は30度を超える日も多くあり、寒暖差も大きいことから「オオカミの桃（トマトジュース）」が全国ブランドとして評価を受けておりますし、現在、北海道米のエースと言われている「ゆめぴりか」「ななつぼし」の産地としても評価をされており、東京の外国人特派員協会の会員制レストランのお米としても、鷹栖町の農協が扱う「たいせつ米」が採用されている状況になってございます。冬はマイナス30度以下になるときもあって寒冷地で、本田技術研究所のテストコースも誘致されているということで、年間6メートルから7メートルぐらいの積雪がある豪雪地帯でございます。

人口なのですけれども、昭和35年の国勢調査では1万人を超えてございましたが、現在は7,016人と平成27年の国勢調査では出ております。旭川市のベッドタウンとしても活用されてございまして、現在、子育てしやすい環境作りをやろうということで、社会増減はほぼゼロに近いのですが、自然増減、産まれてくる子と亡くなる子の差が年間50人から60人ぐらいあるということで、その部分が、人口が減ってきている状況になってきてございます。高齢化率は31%を超える状況になってございます。

地方創生では、皆さんのが若い子どもから高齢者までが安心して安全に暮らせるまちづくりということで、鷹栖町版CCRC構想を作りまして、移住・定住の促進を進めております。そのためには、農村部の空き住宅、また、小規模の農地を活用しながら、都市部の人たちにそこに住んでもらう。そして、高齢者が今度は安心して介護等を受けられる市街地に住んでもらうというような住替えを提案してございます。現在、農家の軒数が5年前に比べて110軒減っているということで、農家の減少は続いてございますし、高齢化も続いてございます。そこを解消するために、今回の提案という形になります。

続いて、今回、お配りしました事業書の提案書を見ていただきたいと思いますが、まずは3ページ目から説明させていただきます。「1. 農業分野の働き方改革・農業集落の再生」という部分で説明をさせていただきます。

まず、農業分野における多様な働き方改革ということで、大規模農業をやる方も必要ですけれども、やはり、小規模で半農半X的なワークスタイル・ライフスタイルという提案もさせていただこうということで、考えてございます。先ほど御説明しましたけれども、旭川市に隣接するということで、医療、福祉、教育の部分は旭川市と全て同じ30分以内の圏内にあるものですから、全て享受できるということで、住みやすい田舎だということを認識していただきたいと思いますが、その点において、農業を産業として見られる部分もございます。ですから、先ほどもお話をしましたけれども、農業集落の中古住宅・空き家等を、これでいう宅地畠と私たちは言っているのですが、小規模農地を、それを付けて売買等ができる仕組みを創設して、人の流れを中央から地方にも持っていくたいという提案をさせていただいております。

現在、大規模化が進んでいますから、水稻田んぼは大規模農家がすべて水田として使っていますけれども、そこにある中古住宅とそれに隣接する農地、田んぼの稲を作る床場と言いましょうか、そのようなものもありますから、普通で言う畠の面積よりも大きいということで、10アールから20アール程度のものが、うちで言う小規模の農地ということですから、それを今の農地法で言う全部効率利用要件を満たさなければならないというのには、少しハードルがあるということで、今回その障壁を取り除いていただきて、特区で認めていただきたいという提案をさせていただいております。

また、全部効率利用要件の判断基準として、「近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地等の生産性と比較して判断する」ということになってございますけれども、鷹栖町内の宅地畠は条件不利地ではないことから、今回の全部効率利用要件を満たし、耕作しなければ取得できないということで、新規取得の障壁となっている現実がございます。これが農地法についての隘路という形になります。

続いて、追加提案として都市計画法の隘路ですけれども、これについては、市街化調整区域については、農家については居宅の建築に関する開発行為は許可不要ですけれども、農家以外の場合は許可を受けなければならぬ形になってございますので、農家の空き住宅に入ってきた場合に、そういうものが障壁になってくるという形になってございます。

4ページ目を御覧いただきたいと思いますが、「提案」で、1番目については先ほどの全部効率利用要件を満たさない場合であっても、農地法第3条第1項の許可をできることとするという御提案でございますし、都市計画法の関係ですが、これはみなしあ用をお願いしたいということで、前項の特例により、旧農家住宅と隣接する宅地畠を一体として取得するものについては、都市計画法の第29条第1項第2号に規定される「これらの業務を営む者」とみなしていただきて、みなしあ用をお願いしたいという提案でございます。

効果としましては、農業への多様的な関わり方・働き方の実現により、労働参加率の向上に寄与するという部分と、農家の空き家・宅地畠の資産価値を高め、流動化を促進できるということを考えてございます。

また、農村部に若い世代等が移住することによって、農村コミュニティを維持・活性化

することで、農村を守れる環境作りにも寄与できると考えてございます。

続いて、5ページを御覧いただきたいと思いますが、「2. 地域活性化・雇用創出」という部分で、これについては北海道の農業、鷹栖の農業を魅力として地域の活性化・雇用創出をしたいと考えてございます。

旭川圏域への観光客は、海外も含めて増加傾向が続いてございまして、観光資源となり得る農の既存ストックを、今は未活用ですけれども、最大限利用した活用を行いたいと考えてございまして、「地域農畜産物利用促進事業」、「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」や、それらを建築物として建築する場合、市街化調整区域では、開発行為の許可を受けなければならないという形になってございますが、先ほどお話ししたように、これらについても、現在の特区等で認められている地域もございますので、鷹栖町においても、それに準じた形でお認めいただきたいということで、農業、自然、人を魅力としたスローツーリズムを展開していきたいと考えてございます。

続いて、6ページ目は、「3. 新農政時代」で、先ほどもお話ししましたけれども、鷹栖町の水田農業は随分評価されてきてございます。

また、TPP対策として力強い日本の農業の創出に向けて、海外へも積極的に輸出をJAで行ってございまして、現在、台湾、香港、ハワイ、今年度の新米からはタイへも輸出をするということで、現地に精米所を設けて玄米で送り込んで、質の良いものを年間通じて供給できるような体制作りも努力をしてございます。これらのブランド化の推進、農業生産性の向上を目的にして、ドローンを使ったICT活用も今考えてございます。現在、ドローンを使って飛行させる場合、国土交通大臣の承認を受ける必要がございまして、それらの審査は書面の審査だけということで、操縦者の知識や技能レベル、機体が十分に確認できないという課題もございます。

これらを民間団体による確認を行いながら、審査に関わる期間の短縮、承認期間の延長、申請書類の簡素化などを行いながら、また、特定実験試験局制度の特例措置の適用もお願いしたいと考えてございまして、これらのドローンを活用して、科学的な根拠に基づいた大農地と言いましょうか、今、国営農地再編整備事業で3ヘクタールの農地も持つて水田経営を行っている状況でもございますので、そのようなものにも有効に活用をしていきたいという考え方を持ってございます。

最後の7ページは、「4. 介護離職ゼロ」ということで、今、高齢者が安心して生活できる環境作りということで町も取り組んでございますが、やはり現場での労働力の人口が少ない状況になってございます。これから益々高齢化が進み、家族介護で労働力が奪われる状況が日本でどこの各地でもそのような状況になってくると思いますが、今回提案させてもらうのは、介護福祉国家試験の受験資格です。これについては、ルートが実務経験ルート、福祉系高校ルート、養成施設ルートと3ルートあるのです。保育士の資格を持った者については、この実務経験ルート、現在、実務経験3年以上は知的障害者の施設等で働いている場合はカウントされるのですが、保育施設での実務経験はカウントされないとい

うことで、保育士を3年以上やっていても、実務経験ルートの受験資格を得られないという形になってございます。

今回お願いするのが、保育士を3年以上勤めた方であれば、実務研修がこれに450時間課されますので、重複して福祉の授業等で試験を取るときに学ぶこともあるということで、今回これの地域限定福祉士としての資格を取らせていただきたいということで、ここでの受験資格の緩和をお願いしたいと考えてございます。

また、後に地域限定の介護福祉士となって、実務経験を一定年数経た場合には、通常の介護福祉士と認定していただきたいという考え方を持ってございます。

なお、旭川圏域において、保育士も不足しているのですが、去年の4月段階で保育士の資格を有していて休職をされている方は113名いるのですけれども、そのうちの43名の方は実際に保育士の職を希望されていないという調査結果も出てございますので、こここの43人の資格を持った方を社会の介護職として有益にまた活躍していただく場面を作りたいということで、今回提案をさせていただくものでございます。

最初の2ページに、全体の概要図ということで描いてございますけれども、「目指すべき姿」と書いてありますが、農業分野の働き方の改革と農村コミュニティを維持・再生していくこと。農業を魅力ある職業として確立するためのICTをしっかりと活用すること。農業の国際競争力の強化、介護離職ゼロを目指して、誰もが安心して生活をできる。そのようなまちづくりを目指して、地方創生・一億総活躍社会の実現に向けての提案ということで、今回は提案させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○八田座長 プレゼンテーションありがとうございました。

地域限定になさりたいのは、介護士ですか。

○谷町長 そうです。介護士になります。

○八田座長 地域限定という意味はどういう意味ですか。何年間かということですか。ずっと未来永劫ということですか。

○谷町長 地域限定というのは、北海道庁とも話をしています。北海道の許可がなければそれは難しいということですから、道の中、道内で限定をさせていただきたいのですが、まだそこの地域の限定の枠という部分では、詳細には詰めていない状況でございます。

○八田座長 これは一生ということですか。

○谷町長 そうです。

○八田座長 地域限定保育士の場合には、3年後に全国資格になるのです。

○谷町長 そこら辺についても、まだ北海道とは協議は済んではないという状況になってございます。

○八田座長 地域限定の介護士で、通常の介護士と比べて簡単になれるのは何と何の項目ですか。試験が一部省略されるということですか。

○谷町長 試験は通常の国家試験を受けることですから、受験資格を取得できるという形

になります。今まで保育士を3年やっていたのですけれども、それは今までカウントがされないので、この実務経験ルートには乗らないのです。

ですから、通常の養成施設ルートで言いますと、1,800時間の時間数を持ってやらなくてはいけなくて、あとが645時間の軽減措置が受けられる形になりますけれども、合計すると1,155時間の時間数を持たないと、この方たちは受験資格が得られない形になりますが、実務研修だけですと450時間で、半分以下の時間数で受験資格を得られるという形になります。

○八田座長 座学については、同じ試験を受けるということですか。

○谷町長 もちろん、そうです。

○八田座長 ただ、そのための準備が短くて済むということですね。ということは、何年か経験を普通の介護福祉士として積んだら、全国展開になってもおかしくはないというわけですね。

○谷町長 そうです。

○八田座長 分かりました。

では、委員の方々から御質問をお願いします。

○八代委員 今の点なのですが、保育士の場合は資格を持っていないと保育できない。だけれども、介護士の場合は名称独占にすぎないわけで、別に介護福祉士の資格がなくたって同じことはできるわけですね。地域限定というのは、保育士の場合はとにかく不足している保育士を増やすという目的があったのですが、これは処遇の問題ですね。別に国が認めようが認めまいが、この人は保育所でちゃんと働いたから、それなりの処遇をしてあげるというのは施設で考えればいいわけで、資格独占の場合と違って、名称独占の介護福祉士について、それがどれだけ有効かはやや疑問に思った点なのですが、ちょっと補足していただけますか。

○谷町長 現場では、正職員になるためには介護福祉士の資格を持っていないと採用されないという状況がございますので、そうすると、女性の活躍する場面が狭まりますので、そういう部分で門戸を開いていただくという要素もございます。

○八代委員 多分厚生労働省が言いそうなことは、子どもと年寄りは違うから、いくら子どもの経験があってもダメだと。それに対しては、どのように言われるのですか。

○谷町長 ここは、実務研修が450時間課せられてやらないと試験も受験資格も受けられませんので、その部分でフォローするといいと考えてございます。

また、受験資格を取ってからその職場に入って、職場でのフォローアップも必ずあると思いますので、そういう部分で官民一体となってと言いましょうか、そのようにフォローアップしていく、これから介護離職を防ぐような状況になればいいかなと考えてございます。

○八田座長 他にございませんか。

○八代委員 農家のほうですけれども、単に農家だけだと魅力がないと。小さな田んぼとか畑が付いているほうが売れやすくなる、価値が高くなるという御判断なわけですね。

ただ、一方で、農林水産省は零細農家を増やしたくないので、だから、例えば、このようにしたとき、その人は絶対売らないという約束を付けると、全部自分でいわゆる営業農家というか、とにかく普通の農業、農家のようにならしてやるわけではないという制約条件を付けても当然ながら構わないということですね。

○鷲下課長 その点については、新しく町内に移住されてくる方、その方々の農家の跡の住宅と、現状では住宅しか取得できないのですけれども、畠も併せて取得できるようなものにさせていただきたいという内容の提案でございます。

○八代委員 私は分けたほうが分かりやすいと思う。

○八田座長 私の友達で、元々ジャーナリストをやっていた男なのですが、結構田舎で農家をやるのが得意な男がいるのですが、その男が福島でやっていて、原発事故で追い出されて、京都の大学の先生をやって、あとはもう定年だからというので、今度は和歌山で農家をやるというのです。農地は手に入るのかというと、農業委員会と仲良くなれば譲ってもらえるのだと言っていました。実は、彼は例外的に話が面白く、魅力的な男なので、そういうことが可能なかもしれません。こういうことは一般的によくある話ですか。

○鷲下課長 現状をお話ししますと、北海道では面積要件がございまして、2ヘクタールという要件がございます。

農家になるためには、うちの場合だと、営農計画と言いますか、収支の計画書とかを出していただいた上で、本当に農業として生業が立つかどうかという判断をさせていただいた上で、農家として認められる方は農地を取得させているのですけれども、今回の提案につきましては、先ほども申し上げましたとおり、農業を生業としなくとも、農家の離農跡地に宅地と農地を併せて取得できるという形の提案です。

今、農村部においては、離農者も多くなりまして、コミュニティ、地域を維持するのも非常に厳しい状況になってきています。離農された後の方の宅地を買われて実際に住んでいる方もいるのですけれども、ただ、あくまで取得できたのは宅地だけで、畠は使えない。畠はどうしているかと言うと、元の地主が、最低限の草刈りで、いつでも畠に戻せる状態で管理をしているという状況になっています。実際、住まわれた方が畠を使って、自家用とかそういった野菜を作りたいといっても、農地は使えないということなので、そいうった部分で弊害と言いますか、あると考えております。

○八代委員 それは借りることもできないのですか。

○鷲下課長 一応貸すことも借りることもできない。

○八田座長 2ヘクタールになってはいけないというのは北海道の規則なのですか。北海道庁ですか。

○谷町長 そうです。北海道です。面積要件が2ヘクタールは北海道だけです。

○鷲下課長 府県は50アールですか。5,000平方メートル、5反と聞いています。

○八田座長 御提案としては、近くのところは家を借りた人がやって、残りは従来の地主がやるということなのですか。

○鷲下課長 水田とかは、先ほど町長の話もありましたが、今、大規模農家の方が多いものですから、水田は借りるのですけれども、畠までは正直手が回らない状況になっています。

○谷町長 水田も鷹栖町の場合は、一戸平均で10ヘクタールぐらいが経営されているということで、そういう小さな畠まで手が中々回らなくて、管理が中々行き届かないという課題も今出てきているものですから、それを宅地化と一緒に売買できれば、そこもきちんと管理をしてもらえれば、病害虫等のようなことの懸念もなくなってくるということもあります。

○八田座長 住宅を外から借りる人は、今は農地としても借りられるのですか。それとも、宅地としてですか。

○鷲下課長 あくまで宅地として、住むためにまずは借りています。

○八田座長 そうしたら、畠にするところも宅地として借りるわけですか。

○谷町長 農地はそれができないのです。

○鷲下課長 転用は簡単にはいきません。あくまでも畠は畠として、農地は農地として守っていきたいという考えです。

○八田座長 そうすると、住宅だけを切り離して住宅としてやっている。

○谷町長 それは、今までもオーケーなのです。

○八田座長 それをちょっと広げればいいわけですね。宅地の範囲を転用の話に。

○谷町長 いえ、転用はできない。

○鷲下課長 転用ではなくて、畠も併せて何とか取得ないし借りることができるようになります。

○八田座長 それは北海道の問題、道庁の問題ではないのですか。狭くてもいいということにすればいいわけですね。

○鷲下課長 農地法の問題にも絡んできますので、それで今回、提案をさせていただいているのです。

○原委員 北海道限定ですけれども、あれは法令で決まっているのではなかったですか。
もし、事務局でお分かりだったら。

○八田座長 北海道限定ということが法令で決まっているのですか。

○原委員 確かそうだったような気がします。

○藤原審議官 ちょっと解説してください。

○事務局 若干今の鷹栖町のお話に関して補足をさせていただくと、鷹栖町のほうでお話があった、北海道が2ヘクタール、本州については50アールが、農地法の中で決められている下限面積というお話があります。

ただ、北海道内でも、千歳市などでは10アールまで下げているという例もあります。

○八田座長 それは農地法を改正してということですか。

○事務局 いえ、下限面積は農業委員会の判断で決めることができるので、地域性を判断

した上で、千歳市の場合は10アールまで下げているということもできるというものです。

○鷺下課長 今のお話なのですけれども、鷹栖町の場合は、農業委員会の会議で出た資料を今日は持ってきてているのですが、今の面積の下限を下げるという場合は、2ヘクタール未満の農業者が地域に40%以上存在しない場合ということになっていますので、本町の場合は町内全域で考えています。本町の場合、2ヘクタール未満の農業者が全体にどれぐらいの割合を占めるかと言いますと、25%です。

○八田座長 パーセントで規制している要件は、元々の農地法で決まっているのですか。

○鷺下課長 農業委員会で出している資料を今日は持ってきているのですけれども、それは農地法になるのでしょうか。

○事務局 それは通知の中で定めておりまして、100分の40がおおむねです。

○八田座長 それは農林水産省の通知ですか。

○事務局 そうです。

○八田座長 今ここで話しているのは、結局その通知を変えてもらいたいということですか。

○事務局 今のは話が錯綜するところがあるのですけれども、そちらは今回触れずに、全地耕作面積要件ということです。

○鷺下課長 畑も取得させていただきたいと。下限面積の見直し云々ではなくて、農地と宅地を併せて取得させていただきたいという内容なのです。

○八田座長 それは何の法律を変えればいいのですか。

○事務局 農地法の第3条第2項です。

○八田座長 そんなに法律を変えるよりは、先ほどの通知を変えたほうが簡単なのではないですか。

○事務局 ただ、鷹栖町では、農地の取得ということで、使わない農地も含めて購入したいという意向なのです。

○八田座長 なるほど。

○鷺下課長 実際行くと、買われる、借りる方は農地も併せて使いたいという方がほとんどなのです。それを要らないという方はいないのです。

○谷町長 スローライフを求めて来る方なので、農地は魅力なのです。

ただ、現行制度では、それは全部農地として使わなくてはならないという制限がかかっているものですから、それが1アールとかだったらいいのですけれども、鷹栖町の場合は、田んぼの苗床だとかを使っているものですから、20アール、30アールとあるものですから、全部というわけにはいかないので、一部使って、一部は後から原状復帰できるような使い方をしても、それでも認めてほしいということです。

○八田座長 だから、特区では、最小面積をうんと小さくすればそれでいいのではないですか。特区でのみ農地を取得する、1ヘクタールとかそのぐらいでもいいようにしてもらいたいという要望ですか。

そうしたら、付随しているそこだけを畠にする。

○谷町長 そうなったとしても、広くて全部農地としては使えないと思うのです。

○八田座長 要するに、下限をもっと狭くてもいいようにしてくれと言えばいいのでしょうか。

○谷町長 その面積では。

○鷲下課長 農業者ではない方でも取得させていただきたいというのが、端的に言いますと、新しくそこを買いたいという方に持たせてあげたいと。

○八田座長 そういうことですか。実際に宅地として使うのですね。

○鷲下課長 現状としては、赤線で囲ってある、これは今、草刈り前なのですけれども、こういうところが結局元々の地主が草刈りに毎年来ているという状況なのです。

○八田座長 私の友達は田舎に行って、狭い土地だけれども、農業者として認められるのです。

だから、狭い土地でも農業者として認めてもらえば、それで済むように思うし、小さいものでもいいということになっていれば、地元としてそれを認めない理由がないように思うのです。

○鷲下課長 農業者として認めるためには、やはり収入も見込まないと、というのもあると思うのです。本当にスローライフ的な生活だけでというわけにはいかないのかなと。

○八田座長 だって、収入がものすごく小さい、少ない農家は山ほどあるでしょう。

○八代委員 だから、新規のときにそういう規制がかかっている。多分昔の人は困らないのでしょうかけれども。

○八田座長 それは農地法で制約しているのでしょう。

○八代委員 やはりそうなのでしょうね。

○谷町長 全使用利用要件がネックになるのです。面積が一軒一軒違いますから、その面積を小さくして、余ったところをどうするのだという話も今度は出てくるのです。

○八田座長 私はそれを、最初から小さいところだけ借りればいいでしようと申し上げたら、農家ではないからダメなのだというお話だから。

○鷲下課長 現状ではそうなのです。

○八代委員 全部使用効率利用要件というのもナンセンスで、現に農業をやっている人は、耕作放棄地にしてそういうことを全然守っていないわけです。

○谷町長 実際に農地として使わないで管理だけして、皆さんに迷惑をかけないようにと、離農された方はそのような使い方をされています。

○八代委員 新規参入のときだけの規制なのです。

○谷町長 そうなのです。

○八田座長 今の全面利用条件と併せて、面積も割と小さくできるようにしないとダメなのです。2ヘクタールでは大き過ぎるでしょう。

○鷲下課長 併せてそうなればという考えです。

ただ、元々は新規の人でも併せて農地も取得できるようにさせていただきたいというのが今回の提案です。

○八田座長 しかも、農業者ではなくても。

○谷町長 八田先生がおっしゃるように、そうなれば、若い世代の人たちが、最初小さな宅地畠で野菜だとかそういうものを作つて、経営を少しづつ勉強していって、その後から2ヘクタールというと面積が大きいので、取得面積がかかりますから、1ヘクタールから水田を作り始めてやり始めるだとか、そういう可能性も出てくると思いますので、そういうことは十分考えられることかなと思います。

○八代委員 通知を変えるのか、何をするのか、事務局で整理が必要ですね。

○藤原審議官 いずれにしても、その関連規定、法律なのか通知なのかといったところをちゃんと議論しないといけないと思います。

○八代委員 何をすればいいのかをちょっと整理してください。

○八田座長 基本的には、外から来る人に自社所有の農地で耕作させるが、余分な土地は管理もしてあげると。そういう農業生産法人があればいいような気がするのです。

○鷺下課長 それが理想ですね。

○八田座長 あまり個人個人でやっていたら、農家かどうかという判定とかがすごく面倒臭い気がしますけれどもね。むしろ、移住した人は、そこの農業生産法人の社員になれば楽なのではないかという気がするのです。

○谷町長 小さな面積ですから、そこまでの手が回らないというところが正直なところだと思います。

○鷺下課長 うちにも農業法人が今、20あるのですけれども、大体が30ヘクタール以上の経営になっています。

○八田座長 外から迎え入れるために特化したものにすればどうかというものです。

○谷町長 農地を集約化しておかないと経営体としては中々難しいので、小面積がばらばらある中での経営体は中々難しいと思います。

○八田座長 だけれども、さやを取るだけの仕事ですから。

○八代委員 名目上の農業生産法人を作つて、まさにやればいいという提案だと思うのです。

○八田座長 そして、そういう法律的な問題は解決できるし、農業生産法人もそれだけでやっているわけではないでしょうから、わずかなお金をもらってやればいいのではないでしようか。

○藤原審議官 整理しまして、また農林水産省と議論させていただくようになると思います。

○八田座長 どうもありがとうございました。